

新潟市食と花の銘産品事業実施要領

(趣旨)

第1条 本市の農畜水産業は、恵まれた自然条件、立地条件のもとで営まれており、本市は全国有数の大農業都市である。

本市農畜水産業の一層の発展を図るために、関係機関、団体等と協力して全国に向け「食と花の銘産品」の情報発信を行うとともに、消費拡大等を支援することを目的に、「新潟市食と花の銘産品事業」を実施する。

(実施方針)

第2条 食と花の銘産品（以下「銘産品」という。）とは、本市の園芸品目、畜産物及び水産物（以下「園芸品目等」という。）を代表し、全国に市民が胸をはって自慢できるに値するものとする。

2 銘産品の名称は、第4条の規定により指定する園芸品目等に関し限り使用できるものとする。

(銘産品等の要件)

第3条 銘産品指定の対象となる園芸品目等の基準は、別表1に定めるとおりとする。

2 銘産品としての品目ごとの出荷基準は、別表2に定めるとおりとする。

(銘産品の指定)

第4条 市長は、銘産品を指定するために、別に定めるところにより、「新潟市食と花の銘産品推進委員会」（以下「推進委員会」という。）を設置する。

2 推進委員会は、別表1の基準を満たすと認められる園芸品目等を選定し、市長へ推薦するものとする。

3 市長は、推進委員会から推薦を受けた園芸品目等について適当と認めた場合、銘産品として指定するものとする。

(銘産品の指定取消)

第5条 市長は銘産品の指定が不適當であると認めたときは、その指定を取り消し、又は改善のために必要な措置を講ずるものとする。

(認証表示)

第6条 銘産品の生産者等のうち以下に掲げる者で、別表3の要件をすべて満たす者は、生産物等への認証表示を行うことができるものとする。

(1) 農業協同組合及び漁業協同組合（以下「農業協同組合等」という。）

(2) 農水産業者等で組織する団体

(3) 銘産品の生産者個人

2 認証表示とは、「新潟市食と花の銘産品ロゴマーク」をもって表示するものとする。

3 認証表示の仕方等については、「新潟市食と花の銘産品ロゴマークデザインマニュアル」として別に定める。

(認証表示の表示条件)

第7条 認証表示は、無断で表示することはできない。

2 認証表示を承認された者は、他者にその権利を譲渡することはできない。

(認証表示の届出及び承認)

第8条 第6条第1項に該当する者で、認証表示を希望する者（以下「届出者」という。）

は、新潟市食と花の銘産品認証表示届出書（別記様式第1号）により、市長あて届け出なければならない。

2 市長は届出内容の適否について、届出者に新潟市食と花の銘産品認証表示承認・不承認通知書（別記様式第2号）をもって通知する。

(認証表示承認の取消)

第9条 市長は、認証表示の承認を受けた届出者が、この要領を遵守せずに不適正に表示した場合には、認証表示の承認を取り消し、新潟市食と花の銘産品認証表示取消通知書（別記様式第3号）により通知するとともに、以後の認証表示についても認めないものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めることの他、必要な事項については、別に定める。

附 則

1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成18年2月17日から施行し、平成17年11月1日から適用する。

2 この要領の施行にともない、新潟市園芸銘産品シンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）使用承認取扱要領（平成15年4月1日施行）は廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の改正前実施要領第6条第2項に規定される「新潟市園芸銘産品の表記及びシンボルマーク」（以下「旧認証表示」という。）については、第8条の規定に準じて届け出ることにより、平成21年3月31日までの間は使用できるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領による改正前の要領の規定により、補助金の交付を受けた事業については、
なお従前の例による

附 則
(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年6月26日から施行する。

別表1（第3条第1項関係 銘産品の要件）

- | | |
|---|--|
| 1 | すでに、消費者、流通関係者、生産者から認知されていること |
| 2 | 一定の品質確保ができており、統一的な生産活動、出荷基準等により、消費者からの信頼に応えられること |
| 3 | その他市長が必要と認める要件 |

別表2（第3条第2項関係 銘産品の品目ごとの出荷基準）
(園芸品目)

品目名	生産組織又は生産地区名	出荷期間	品質確保基準等
にいがた十全なす	JA 新潟市なす部会		JA 新潟市なす部会 出荷基準
新潟すいか	JA 新潟市すいか部会 新潟西すいか部会	6月上旬から 7月下旬	JA 新潟市すいか部 会・新潟西すいか部 会の出荷基準
くろさき茶豆	黒埼地区茶豆組合協議会	7月中旬から 8月中旬	黒埼地区茶豆組合協 議会出荷基準

品目名	生産組織又は生産地区名	出荷期間	品質確保基準等
女池菜	女池女池菜生産組合	1 2 月から 4 月	女池菜生産組合出荷基準
西洋なし「ル レ クチエ」	新潟市全域	1 1 月下旬から 1 2 月下旬	JA 全農にいがた出荷基準
食用菊「かきのもと」	しろねかきのもと部会	8 月中旬から 1 2 月中旬	しろねかきのもと部会出荷基準
いちご「越後姫」	新潟市全域		新潟県青果物出荷規格基準
トマト（大玉系）	豊栄 濁川		新潟県青果物出荷規格基準
やきなす	豊栄	6 月から 8 月	新潟県青果物出荷規格基準
ながいも	横越 巻		JA 新潟かがやき出荷基準
日本なし「新高」	新潟市全域	1 0 月上旬から 1 0 月下旬	新潟県青果物出荷規格基準
日本なし「新興」	新潟市全域	1 0 月下旬から 1 月	新潟県青果物出荷規格基準
ブドウ「巨峰」	白根 中之口・月潟	7 月中旬から 9 月中旬	新潟県青果物出荷規格基準
うめ「藤五郎」	亀田	6 月	新潟県青果物出荷規格基準
かき「越王おけさ柿」	巻	9 月から 1 1 月	新潟県青果物出荷規格基準
チューリップ球根	新潟市全域		新潟県花き球根自主検査要綱
チューリップ切花	新潟市全域		新潟県青果物出荷規格基準
アザレア	新津 小須戸 白根	9 月から 4 月	新潟市内で概ね 2 年以上栽培した開花又は開花見込みの高品質な鉢花（養成株は除く）
ボケ	新津 小須戸 白根	1 2 月から 3 月	新潟市内で概ね 2 年以上栽培した開花又は開花見込みの高品質な鉢花（養成株は除く）
クリスマスロー	新潟県花き出荷組合クリ	1 0 月から 4 月	新潟県花き出荷組合

品目名	生産組織又は生産地区名	出荷期間	品質確保基準等
ズ	スマスローズ部会（新津・白根・小須戸・豊栄）		クリスマスローズ部会出荷基準
いちじく「越の雫」	JA 新潟かがやきいちじく部会（巻・西川・潟東・岩室・味方）	8月中旬から11月中旬	JA 新潟かがやきいちじく部会出荷基準
やわ肌ねぎ	新潟市全域	通年	新潟県青果物出荷規格基準
さつまいも「いもジェンヌ」	新潟西かんしょ部会	10月から3月	新潟西かんしょ部会出荷基準

（畜産物）

品目名	生産組織又は生産地区名	品質確保基準等
しろねポーク	白根畜産部会	日本食肉格付協会規格及びしろねポーク飼育マニュアル

（水産物）

魚種	出荷期間
南蛮えび	周年（7・8月は禁漁）
さくらます	3月から5月
あまだい	周年
やなぎがれい	9月から12月
のどぐろ	12月から3月

別表3（第6条関係 認証表示を行うことができるもの）

1 地域や品目ごとに定められた栽培基準，出荷基準等を遵守していること 2 生産履歴の管理がきちんと行われており，生産物に対する問い合わせ及び苦情処理に対応することができること
--

新潟市食と花の銘産品認証表示届出書

年 月 日

(あて先) 新潟市長

新潟市食と花の銘産品認証表示にあたり，新潟市食と花の銘産品事業実施要領第 8 条の規定により，下記のとおり届け出ます。

記

認証表示を行う 食と花の銘産品		
認証表示の使用方法・ 使用数及び使用期間		
届出者	団体名及び代表 者名又は氏名	
	住 所	〒 新潟市
	連 絡 先	T E L F A X E mail

添付書類

届出者が団体組織の場合，構成員名簿及び組織規約

新食花第 号の2
年 月 日

様

新潟市長
(担当 農林水産部食と花の推進課)

新潟市食と花の銘産品認証表示承認・不承認通知書

年 月 日付で届出のあった標記の件について、届出の内容を承認・不承認としましたので、新潟市食と花の銘産品事業実施要領第8条第2項の規定により通知します。

記

認証表示を行う 食と花の銘産品		
届出者	団体名及び代表 者名または氏名	
	住 所	〒 新潟市
	連 絡 先	T E L F A X E mail
不承認とした理由		

注 不適正に表示した場合には承認を取り消し、以後の認証表示は認めないものとします。

新食花第 号の 3
年 月 日

様

新 潟 市 長
(担当 農林水産部食と花の推進課)

新潟市食と花の銘産品認証表示取消通知書

年 月 日付けで届出のあった標記の件について，新潟市食と花の銘産品
事業実施要領第 9 条の規定により，新潟市食と花の銘産品認証表示の使用を取り消しまし
たので通知します。

記

認証表示を取り消す 食 と 花 の 銘 産 品	
取 消 理 由	